

守山市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

守山市長 森 中 高 史

守山市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

守山市立図書館の設置および管理に関する条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「守山市立図書館（以下「図書館」という。）」を「本市に図書館」に改める。

第 2 条の表中

「

守山市立図書館	守山市守山五丁目 3 番17号
---------	-----------------

」を

「

守山市立図書館	守山市守山五丁目 3 番17号
守山市立北部図書館	守山市水保町2236番地

」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（事業内容）

第 3 条 図書館の事業内容は、次のとおりとする。

区分		事業内容
守山市立図書館	本の森	(1) 地域の情報拠点として、多種多様で豊富な資料を提供するために必要なこと。 (2) ゆったりと本を読み、過ごすことができる市民の居場所づくりに関すること。
	つながる森	市民の学習意欲の喚起および市民活動の促進に関すること。
	木もれび広場	(1) 市民が自由に集い、情報交換および交流を行うことができる場の提供に関すること。

		(2) 創業および就労支援に関する情報発信および情報検索機能の提供に関すること。
守山市立北部図書館		(1) 地域の情報拠点として、多種多様で豊富な資料を提供するために必要なこと。 (2) ゆったりと本を読み、過ごすことができる市民の居場所づくりに関すること。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(守山市図書館協議会条例の一部改正)

第2条 守山市図書館協議会条例（昭和52年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「守山市立図書館」を「、守山市立図書館の設置および管理に関する条例（平成30年条例第20号）第1条に規定する図書館」に改める。

(守山市役所支所設置条例の一部改正)

第3条 守山市役所支所設置条例（昭和36年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表守山市役所速野支所の項中「木浜町1826番地3」を「水保町2236番地」に改める。

(守山市立公民館の設置に関する条例の一部改正)

第4条 守山市立公民館の設置に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表守山市立速野公民館の項中「木浜町1826番地3」を「水保町2236番地」に改める。

(守山市立地区会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 守山市立地区会館の設置および管理に関する条例（昭和50年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表守山市立速野会館の項中「木浜町1826番地3」を「水保町2236番地」に改める。

(守山市使用料および手数料条例の一部改正)

第6条 守山市使用料および手数料条例（昭和30年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第49号を次のように改める。

(49)速野会館電気自動車用急速充電器使用料 別表37に定める額

別表37を次のように改める。

別表37（第2条関係）

区分	回数	金額
1箇月	1台につき1回から2回まで	無料
	1台につき2回を超える場合	1回ごとに300円

注

- 1 1台とは、電気自動車に該当するものをいう。
- 2 回数は、電気自動車の充電回数とし、自動車登録番号標で集計する。
- 3 1箇月とは、月初から月末までとする。